**原告意見陳述書**

２０１８年１１月２０日

東京地方裁判所民事３６部　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　原告　　田嶋　清一

私は、今年３月東京福祉大学を定年退職した者です。中島恒雄元総長と取り巻きの教職員から、私に加えられたパワハラについて、その経緯から述べます。

私は、7年前、元総長中島氏から再三、元総長の妻と長男が当時就いていた専門学校の理事長職、理事職を辞退させろ！と強要されました。元総長中島氏は、収監される時、理事長職を妻に譲り渡したのですが、出所後、自分の意に沿う者を理事長に据えてもうけようと考えていたのです。しかし妻は離婚を腹で決めていて、元総長の指示に従わなかったため、「田嶋が夜討ち朝駆けで働きかけろ！二人を辞めさせなければ、田嶋は首だ！」という強要、脅迫が続きました。そして、大学当局は、法律上、大学に何の権限もない元総長からの指示に従い、田嶋を翌年年度末で雇い止めにする、との通知書を出しました。この雇い止め通知に対して、私が弁護士を立て、大学に、雇止めの理由を尋ねますと、元総長から電話で「地獄行きたいのか、おまえ？」 「弁護士断って降ろしとけ！」と言われました。しかし、私が、雇止めは不当であるとして、東京地裁に提訴すると（2012 年1 月25 日）、大学は、私が提訴したのちに「田嶋が院生にセクハラした」という虚偽の理由を、組織ぐるみで捏造し「懲戒解雇」を通知してきました（2012 年3 月16 日）。しかし、一審東京地裁・控訴審東京高裁は、田嶋による院生へのセクハラの事実は認められない、として、大学側敗訴を言い渡しました。

2015年1月29日控訴審判決が確定し、2月3日から私が大学に復職したところ、大学で授業はさせない、その予定もない、など更なるパワハラの数々を受け続けました。そこで、私は労働審判を申し立て、大学側がそれを通常訴訟に移行させましたが、大学で授業すること等を内容とする和解を勝ち取りました。しかし、大学は、和解条項に反して、私が退職するまで一度も授業をさせませんでした。

あと、一点追加します。それは、出所した元総長が、出所後も複数の外国人女子留学生を名古屋の自宅に住み込ませ、その内の二名がセクハラされたと思しき事情により弁護士事務所に駆け込み、一名に示談金として200万円支払った事実があります。この事情に詳しい、元総長の妹から、「元総長が外国人女子留学生に夜の相手をさせている」との話を、田嶋が電話で聞いた事実があります（録音と文字起こしあり）。

私に対して、大学のハラスメント防止・対策専門部会がまともに対応しないことは、このような元総長によるセクハラを容認することと繋がっているのです。

裁判所におかれましては、厳正な審理と適正な判断をお願いします。

以上